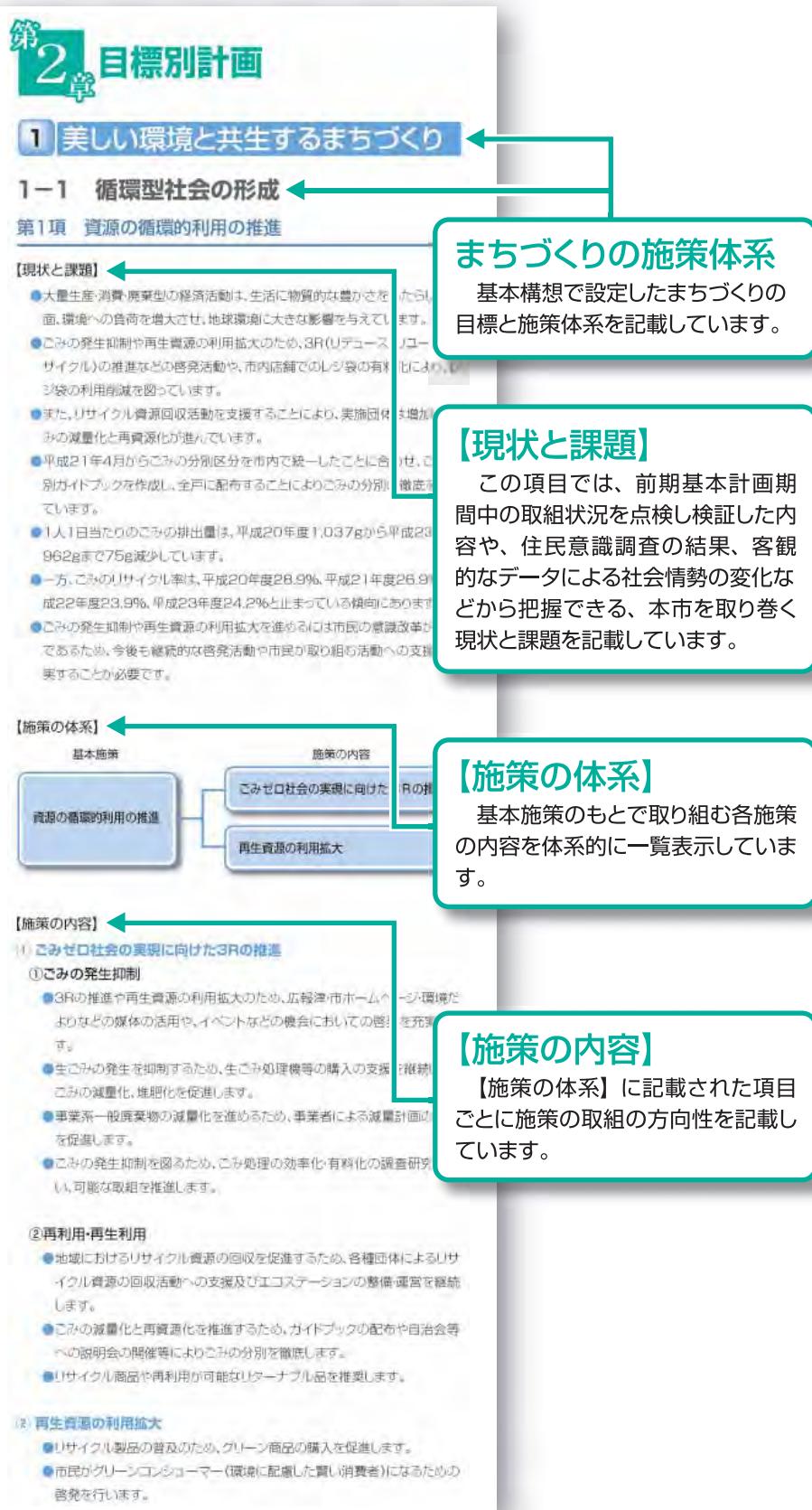


## 第2章 目標別計画

### 目標別計画の見方



### 1 美しい環境と共生するまちづくり

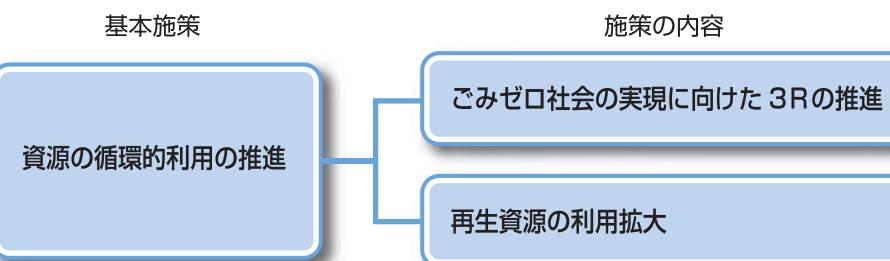
#### 1-1 循環型社会の形成

##### 第1項 資源の循環的利用の推進

###### 【現状と課題】

- 大量生産・消費・廃棄型の経済活動は、生活に物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大のため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの啓発活動や、市内店舗でのレジ袋の有料化により、レジ袋の利用削減を図っています。
- また、リサイクル資源回収活動を支援することにより、実施団体の減量化と再資源化が進んでいます。
- 平成21年4月からごみの分別区分を市内で統一したことに合わせ、ごみ分別ガイドブックを作成し、全戸に配布することによりごみの分別の徹底を図っています。
- 1人1日当たりのごみの排出量は、平成20年度1,037gから平成23年度962gまで75g減少しています。
- 一方、ごみのリサイクル率は、平成20年度28.9%、平成21年度26.9%、平成22年度23.9%、平成23年度24.2%と止まっている傾向にあります。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大を進めるには市民の意識改革が必要であるため、今後も継続的な啓発活動や市民が取り組む活動への支援を充実することが必要です。

###### 【施策の体系】



###### 3R

Reduce (リデュース) 物を大切に使ってごみを減らす。 Reuse (リユース) 繰り返し使う。 Recycle (リサイクル) 再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「スリーアール (3R)」と呼ぶ。

## 【施策の内容】

## (1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進

## ①ごみの発生抑制

- 3Rの推進や再生資源の利用拡大のため、広報津・市ホームページ・環境だよりなどの媒体の活用や、イベントなどの機会においての啓発を充実します。
- 生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機等の購入の支援を継続し、生ごみの減量化、堆肥化を促進します。
- 事業系一般廃棄物の減量化を進めるため、事業者による減量計画の策定を促進します。
- ごみの発生抑制を図るため、ごみ処理の効率化・有料化の調査研究を行い、可能な取組を推進します。

## ②再利用・再生利用

- 地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援及びエコストーションの整備・運営を継続します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、ガイドブックの配布や自治会等への説明会の開催等によりごみの分別を徹底します。
- リサイクル商品や再利用が可能なリターナブル品を推奨します。

## (2) 再生資源の利用拡大

- リサイクル製品の普及のため、グリーン商品<sup>\*</sup>の購入を促進します。
- 市民がグリーンコンシュマー（環境に配慮した賢い消費者）になるための啓発を行います。

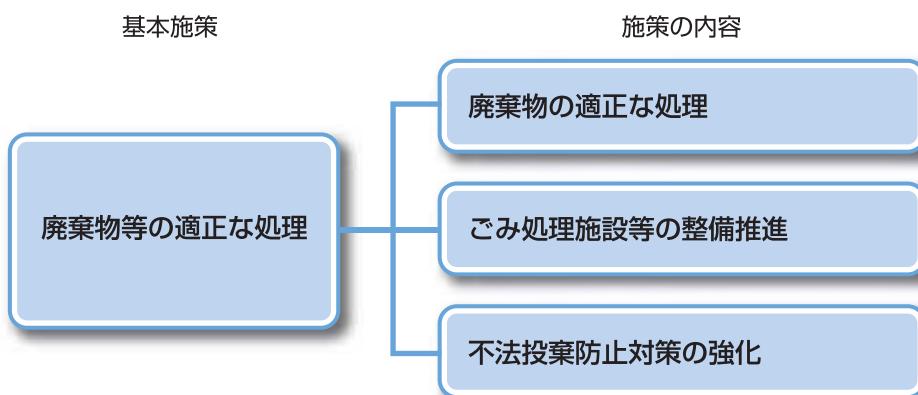
グリーン商品  
第三者の機関が一定の基準を定めた上で認定した環境にやさしい商品のこと。

## 第2項 廃棄物等の適正な処理

## 【現状と課題】

- 市民の衛生的な日常生活を支えるとともに、地域の良好な環境を維持するためには、廃棄物を適正に処理する体制を整えることのほか、ごみの減量化や地域の美化に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。
- 廃棄物の適正な処理については、家庭ごみの収集を順次直営から業務委託に見直し、収集効率の向上に努めています。また、ごみ一時集積所の設置等を支援することで市民の美化意識の高揚を図り、廃棄物の適正処理に努めています。
- 平成23年4月1日からは、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を一部改正し、資源物の持ち去り行為の禁止と違反者への罰則規定を設け、警察署との連携を図りながら、パトロールによる取り締まりを行い、持ち去りの防止に努めています。
- 現在の最終処分場である白銀環境清掃センターの埋立期間を踏まえ、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設を推進する必要があります。また、ごみ焼却施設の運転コストや使用期間を考慮した計画的な施設整備が必要です。
- 不法投棄防止対策については、職員などによる環境パトロール<sup>\*</sup>の実施や不法投棄多発地帯への啓発看板などの設置により、不法投棄件数は年々減少していますが、不法投棄は後を絶たないため、市民が主体となった監視活動を支援するなど、継続的な取組が必要です。

## 【施策の体系】



環境パトロール  
不法投棄を監視するなど、地域の環境保全等のため巡回すること。

## 【施策の内容】

### (1) 廃棄物の適正な処理

#### ①一般廃棄物処理の計画的な推進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、廃棄物の適正処理を推進します。

#### ②効率的な収集体制の整備

- 収集作業の安全確保と収集効率の向上を図るため、地域の状況に応じた収集方法の見直しを実施します。
- 収集経費の削減を図るため、適正なごみ一時集積所の確保と管理の徹底を促進します。

#### ③し尿汲み取り等の適正化

- 適正で安定したし尿及び浄化槽汚泥処理体制を維持します。

#### ④ごみ処理体制の強化

- ごみ処理施設の適正かつ、安全で効率的な運転管理を推進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、減容・減量化による埋立処分場の負担軽減を図り、安全で安心なごみ処理を推進します。

#### ⑤資源物持ち去り防止対策の推進

- 資源物の持ち去りを防止するため、パトロールによる防止対策を推進するとともに、違反者に対しては条例に基づいた対応を実施します。

### (2) ごみ処理施設等の整備推進

#### ①新最終処分場の建設推進

- 美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場<sup>\*</sup>の建設を推進します。
- 平成28年4月からの供用開始をめざし、第1期として9万m<sup>3</sup>を建設し、第1期に引き続き第2期の建設を推進します。

#### ②リサイクルセンターの建設推進

- 平成28年4月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。
- 市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の整備を推進します。

#### ③白銀環境清掃センターの跡地整備

- 白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。
- 埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます。

#### ④ごみ焼却施設の計画的な整備

- ごみ焼却施設の延命化（長寿命化）を図りつつ、施設の統廃合を含め、熱回収機能を備えた施設建設に向けた取組を進めます。

## (3) 不法投棄防止対策の強化

#### ①環境パトロールの強化

- 廃棄物の不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化を図るとともに、関係機関等との連携による「不法投棄対策ネットワーク」を確立します。

#### ②不法投棄防止への啓発

- 不法投棄を未然に防ぐため、啓発看板の設置や地域住民による日常的な監視意識の啓発を実施します。

### クローズド型最終処分場

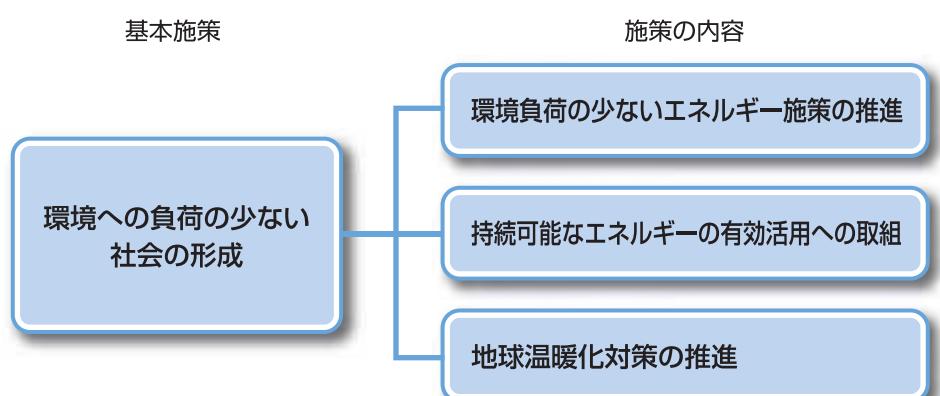
埋立地に被覆設備を設け、廃棄物をコントロール可能な閉鎖空間で管理し、かつ、環境を保全する機能を有する最終処分場。

## 第3項 環境への負荷の少ない社会の形成

### 【現状と課題】

- 再生可能エネルギーの必要性が高まるなか、地球温暖化への対応も含め、さらなる活用が求められています。
- 太陽光発電システム等の設置については、平成23年7月より個人住宅に加え、共同住宅・事業所・集会所を対象として支援しており、補助件数は年々増加し、合併前の実績も含め平成23年度末現在で補助件数2,451件、出力数合計約10,100kWとなっています。また、布引山地における風力発電施設は、風況に恵まれており順調に稼働しています。
- 地球温暖化対策**<sup>\*</sup>の推進に際しては、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実施することや、事業者が省エネ・省資源に取り組むなど、協働により推進することが必要です。
- 公共交通の利用促進、ノーカーデーなど移動に際しての省エネや、家庭や事業所における省エネについても継続的に啓発することが必要です。
- 地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携して、小中学校や公民館において地球温暖化防止講座を開催しています。
- 平成23年度から地球温暖化防止講座を開催するための講師を育成しており、今後の活動によって家庭における省エネなどの取組を広げることが必要です。

### 【施策の体系】



**地球温暖化対策**  
大気中の「温室効果ガス」の増加により、地球の気温が上昇し、異常気象や自然生態系、農業などへの影響が懸念されており、その対策として再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出抑制、また、森林の再生等により炭素吸収量を増加させるなどの施策を行うこと。

### 【施策の内容】

#### (1) 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

##### ①再生可能エネルギーの創出推進

- 再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。
- 地域の自然環境や社会経済特性を活かした**小水力**<sup>\*</sup>や**バイオマス**発電など再生可能エネルギーの導入を支援します。
- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。
- 市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。

##### ②省エネルギー対策との連携促進

- 温室効果ガス**<sup>\*</sup>の抑制を図るため、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用促進と同時に、エネルギー使用者としての省エネルギー対策を促進します。

#### (2) 持続可能なエネルギーの有効活用への取組

##### ①再生可能エネルギーの有効活用の研究

- 再生可能エネルギーが持つコスト問題や不安定な出力、広域性などの課題に対応するため、三重県と連携しながら情報収集を行います。
- 三重大学が取り組む「スマートキャンパス」の実証実験を参考に、エネルギーの需要と供給を地域内で循環的に管理できるようなコンピュータを活用したネットワーク型システムの研究を進めます。

#### (3) 地球温暖化対策の推進

##### ①省エネルギー対策の推進

- バスなどの公共交通機関の利用やノーカーデーの実施などを推進します。
- ライトダウンキャンペーン**<sup>\*</sup>などを市民や事業者と連携して推進します。

### 小水力

厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下の水力発電を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

### バイオマス

「バイオマス（biomass）」は、「バイオ（bio =生物、生物資源）」と「マス（mass =量）」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### 温室効果ガス

太陽エネルギーによって暖められた地表面から放出される赤外線の一部を吸収し、地球表面の温度上昇をもたらす気体のこと。

### スマートキャンパス

三重大学等が行っているエネルギーを有効に活用しながら学内の多様なコミュニティから排出されるCO<sub>2</sub>を削減する取組。平成23年度から「三重大学スマートキャンパス（MIESC）実証事業」として実施。

### ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のため、夜間に施設や家庭の照明を消してもらうよう呼び掛ける運動。

- 省エネ型機器の購入促進や、冷暖房の設定温度の見直し、グリーンカーテン<sup>\*</sup>の取組など、省エネルギー対策を推進します。

## ②地球温暖化対策推進体制の充実

- 地球温暖化防止活動推進員などの環境活動組織と連携し、市民や事業者、行政が協働した地球温暖化対策推進体制を充実します。
- 各地域での省エネ活動を推進するため、自治会などと連携し、環境活動リーダーや省エネ推進活動員を育成します。



### グリーンカーテン

ゴーヤ、アサガオなどのつる性植物を使って建物の窓の外や壁面を覆うことで、夏の強い日差しを遮り、室内の温度上昇を抑えると同時に、葉から出る水蒸気でまわりの温度を下げる自然のカーテンのこと。

## 第4項 環境共生社会の実現に向けた活動推進

### 【現状と課題】

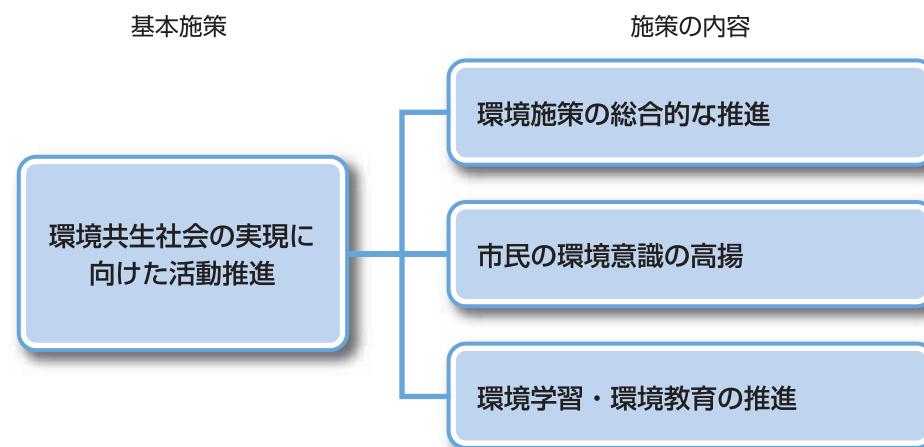
- 美しい環境と共生するまちづくりのためには、市民生活や産業など、社会のあらゆる面で環境に配慮した取組が求められます。
- 本市においては年次報告書の作成や、環境基本計画推進市民委員会及び環境審議会への報告により、施策の進捗管理を行いながら、総合的な環境施策を進めています。
- 環境施策を推進するためには、市民、事業者による環境に配慮した日常的な取組が不可欠であり、それを啓発するために環境教育や環境学習が必要です。
- 市民の環境意識の高揚を図るため、平成23年3月から「環境だより」を配布しています。また、環境活動の拠点となる市民エコ活動センターの管理運営を市民団体へ委託し普及啓発を行っているほか、環境フェアを実施し、市民の自主的な環境活動の取組が広がるよう努めています。
- 市民エコ活動センターの事業は参加者を安定的に確保しており、来館者数も増加しています。環境フェアへは多くの来場者、また、環境活動をしている市民団体・企業・学校等、多数の参加があります。
- 市民版環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>の推進についても、「生活かえる!エコエコ家族」の認定数の増加につながる取組に努めています。
- 環境学習・環境教育の推進については、地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携し、小中学校や公民館において「家庭でできる温暖化対策講座」を開催するなど、家庭における地球温暖化対策への取組の推進に努めています。
- 環境共生社会の実現に向けた活動は継続した取組が必要であり、引き続き、環境に対する市民の自主的・主体的な取組が広がるよう努める必要があります。

**環境マネジメントシステム**  
企業や団体等が環境を良くする方針や目標等を設定し、継続的に省エネ・省資源などの環境活動に取り組む仕組。

**エコエコ家族**  
市が、市民版環境マネジメントシステム普及のため、市内の一般家庭を対象に毎年募集している環境活動で、家族で身近な環境への負担の少ない生活に取り組むことで、3ヶ月継続した家族は「エコエコ家族」、1年間継続した家族は「エコエコ達人家族」に認定される。

**家庭でできる温暖化対策講座**  
市内小学4～6年生及び中学1～3年生を対象に家庭でできる温暖化防止対策について具体的な行動を促すことを目的とした講座。

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 環境施策の総合的な推進

- 持続可能な環境共生社会を実現していくため、行政だけではなく市民生活や産業活動を含めた市全体が、環境負荷の少ない循環型環境マネジメントをめざした総合的な環境施策を推進します。

### (2) 市民の環境意識の高揚

#### ①環境マネジメントシステムの普及促進

- 市民版環境マネジメントシステムを拡充するため、学校や社会教育活動、自治会活動などを通じた幅広い普及啓発を行います。
- 小規模事業所版環境マネジメントシステムを拡充するため、三重県の取組と連携した支援による普及啓発を行います。

#### ②自主的な環境活動の支援

- エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。
- 子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。
- 「ごみゼロの日」、「環境月間」、「3R月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

**エコパートナー事業**  
市民エコ講座の開催や地域のエコ活動リーダーの養成を通じて、市民が自発的に環境について「知る」「考える」「行動する」雰囲気づくりと、市民が運営に積極的に参加する市民エコ活動センターを設置して、それを活動拠点として市民に向けてエコに関する情報を発信していく事業。

### ③啓発活動の充実

- 環境フェアなどのイベントにおいて、環境に配慮した日常的な取組などを紹介することにより、市民の環境意識の高揚を促進します。

### (3) 環境学習・環境教育の推進

#### ①多様な場における環境学習・環境教育の推進

- 地域や職場において環境活動を推進していく、リーダー・ボランティアの育成を強化します。
- 家庭における環境活動を充実するため、教育現場や三重県環境学習情報センター等との連携による環境学習・環境教育を充実します。

#### ②環境学習推進施設の整備推進

- 環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。



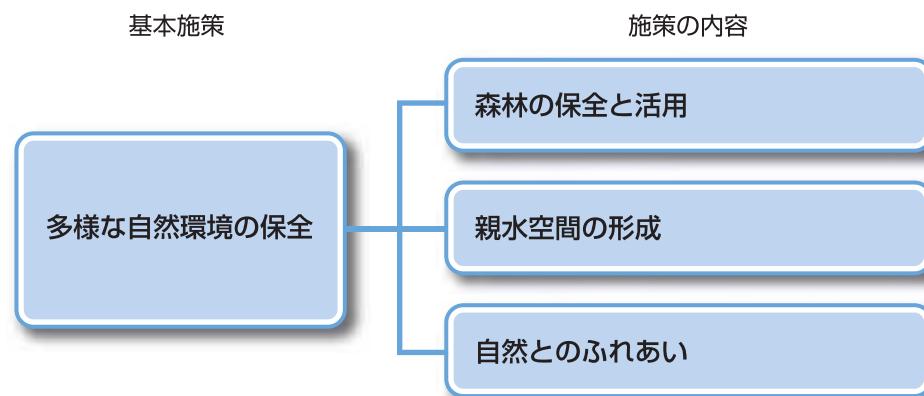
## 1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造

### 第1項 多様な自然環境の保全

#### 【現状と課題】

- 森林は、広域的な環境保全の役割や生物多様性を保全する空間、水源地、市民の憩いや学習、観光・レクリエーションの場などの多様な役割があり、都市の持続性を維持するために重要な資源です。
- 森林の保全と活用については、森林が有する多様な公益的機能の持続を図るため、継続的に環境林整備を実施し、環境林整備計画樹立面積が平成23年度末で930haとなりました。
- 森林・自然アカデミー事業として、三重大学との連携により、演習林施設を有効活用した学習会を開催し、参加者数は年々増加しています。今後も継続して事業を実施し、環境学習の拠点づくりを進める必要があります。
- 白砂青松の景観保全について、海浜の松林は、市が直接保全するほか、地元の皆さんや地域の団体等多様な主体が連携し保全活動が行われています。また、森林においては、三重県の「企業の森」事業により民間企業などが主体となってその保全に取り組まれています。引き続き、市民と一緒に自然環境の保全に努める必要があります。
- 自然とのふれあいについては、市民主体で立ち上げた新雲出川物語推進委員会と協働し、雲出川流域における山・川・海を結んだ住民のネットワークづくりを進め、活動への参加者も増えています。今後も持続的な事業を実施することにより、ネットワークを強化する必要があります。
- 市内の自然環境の状況を把握し、環境学習・環境教育を促進するため、自然環境調査を実施し、つし自然ガイドブックを作成しました。

#### 【施策の体系】



**企業の森**  
企業、NPO、ボランティア団体等が県内の森林を貸借し、当該森林の管理・育成を行うこと。

#### 【施策の内容】

##### (1) 森林の保全と活用

###### ①森林の保全と整備

- 里山を含めた森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国・県の森林・林業施策を活用し、計画的な間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。

###### ②森林の環境教育等への活用

- 森林・自然アカデミー事業により、三重大学等との連携による環境学習の充実と環境学習の拠点づくりを推進します。

##### (2) 親水空間の形成

- 自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する河川・海岸清掃活動等を支援します。
- 河川、海岸等における親水性の高い水辺環境の整備を推進します。
- 津の海における白砂青松などの景観保全を推進します。

##### (3) 自然とのふれあい

###### ①山と川と海の活動のネットワーク充実

- 交流会や学習会などにより、布引山地から伊勢湾までの山・川・海の地域で活動する市民、事業者などのネットワークを充実します。
- 山・川・海の自然を活かした市民参加イベントの開催による市民交流を推進します。

###### ②自然環境学習・環境教育の推進

- 自然に親しみ慈しむ気持ちを育むため、環境NPO等との連携による環境学習の実施を推進します。
- 「つし自然ガイドブック」を活用した環境学習・環境教育を促進します。

###### ③自然とのふれあいの場の整備

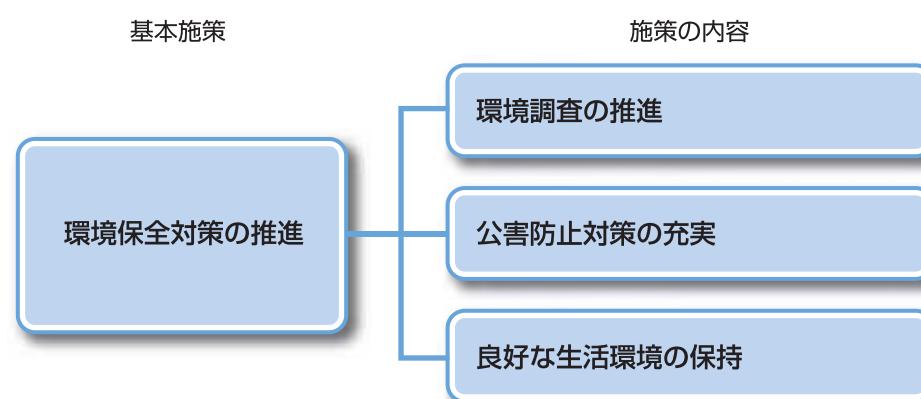
- 郷土の自然に接し、自然環境に理解を深めることのできる場の整備を推進します。

## 第2項 環境保全対策の推進

### 【現状と課題】

- 大気や水質などの自然環境の維持や、衛生的で安心できる地域環境の形成は、市民の健康で快適な生活や生物の多様性などに対して大きな影響を与えています。
- 本市における環境基準を達成している環境測定地点の割合は、平成20年度から平成23年度で、大気100%、水質37.5～58.8%、ダイオキシン類100%となっています。引き続き定期的に環境調査を実施し監視していくとともに、下水道整備などの生活排水対策を推進し水質を改善していく必要があります。
- 公害防止対策としては、環境保全に関する協定等の工場排水に係る基準値の充足率が90%台を維持していますが、100%となるよう事業所への指導を徹底する必要があります。
- 良好な生活環境の保持のために行っている「市民清掃デー」は参加人数が増加しており、事業者の参加も得ています。また、空き地の雑草に関する対策としては、所有者等に適正な管理を指導しています。
- 各事業を引き続き実施していくことにより、公害の未然防止や良好な生活環境を保持していく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 環境調査の推進

##### ①環境調査の実施

- 大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の状態を確認するため、環境調査を継続して実施します。

##### ②市民の環境への理解促進

- 市民の環境保全への理解を深めるため、市ホームページ等において環境調査の結果を公表します。

#### (2) 公害防止対策の充実

##### ①公害発生源対策の強化

- 騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壤汚染・水質汚濁・地盤沈下などの公害を防止するため、三重県や関係機関との連携による公害発生源への監視・指導を徹底します。

##### ②工場、事業場における環境保全対策の促進

- 公害を未然に防止するため、新設の工場・事業場などと環境保全に関する協定を締結し、協定に基づく監視・指導・立入調査を実施します。

##### ③公害苦情への対応

- 公害苦情に対する相談と苦情処理への迅速・的確な対応を実施します。

#### (3) 良好な生活環境の保持

##### ①浄化槽の設置と維持管理の促進

- 浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽の適正な維持管理の啓発を強化します。

##### ②生活環境の美化

- 市民・事業者・市による市民清掃デーを継続して開催します。
- 市民の環境美化意識向上のための啓発を推進します。

### ③空き地等の管理

- 空き地等の管理者又は所有者に対し、雑草の刈取りなど土地の適正な管理についての指導・啓発を実施します。

### ④そ族昆虫<sup>\*</sup>の駆除

- 病害虫等による感染症等を防止するため、自治会等の協力のもと駆除を実施します。

### ⑤適正な飼育への啓発

- ペットの飼い主に対する適正な飼育の啓発と狂犬病予防注射の実施を促進します。



#### そ族昆虫

病原菌を媒介する野生のネズミ類全般のことを「そ族」といい、ハエ・カなどの病害虫とあわせて、そ族昆虫類と表記されることが多い。

## 1-3 快適な生活空間の形成

### 第1項 住環境の整備

#### 【現状と課題】

- 本市の人口は、国勢調査によると平成17年から平成22年にかけて若干減少しましたが、世帯数は3,760世帯増加しました。
- 地域における高齢化の進展に伴って、安心・安全に住み続けることができるための居住支援やコミュニティの充実など、住みたくなるような魅力ある住環境の形成が求められます。
- 人口減少時代を迎える、空き家・危険家屋の増加が地域の不安要因となります。集約型の都市構造への転換を進める上でも、住宅の質の向上やストックの活用、福祉・まちづくり等との連携など、住生活基本法の趣旨を踏まえながら、円滑な循環利用を推進することが課題です。
- 住宅ストック**<sup>\*</sup>を有効活用するためには、耐震診断の受診や支援制度の活用の促進を含め、耐震改修、**バリアフリー**<sup>\*</sup>改修などを啓発する必要があります。
- 質が高い住宅ストックを形成するためには、民間事業者の市街地における良質な住宅供給を促進することが必要です。違法建築物の未然防止・早期改善のため、定期的に建築物のパトロールを実施し、違反の早期発見・是正に努めています。
- 良好な住環境を維持するため、地区独自のまちづくりのルールを定める地区計画制度の活用が求められており、住民主体のまちづくりを進めるため、地区計画制度の普及啓発、導入支援の必要があります。
- 既成市街地では、住宅や店舗、工場などの混在や狭あいな道路により、生活環境の悪化のみならず防災面からの危険性も懸念され、地元住民と共に環境改善を図ることが必要です。
- 中山間地域においては人口減少と少子高齢化が著しく、特に過疎地域においては深刻な状況になっており、対策として**二地域居住**<sup>\*</sup>と定住促進を図っています。平成20年度には、**空き家情報バンク**<sup>\*</sup>を開始して、売買や賃借の実績を上げています。
- 市営住宅の老朽箇所の改修、耐震補強などを実施するとともに、団地の集約化や跡地の処分を進めてきました。高齢社会に対応して、市営住宅のストックを有効に活用することと、**セーフティネット**<sup>\*</sup>としての役割を高めることが課題となっています。

**住宅ストック**  
既に建築済みの住宅の在庫。

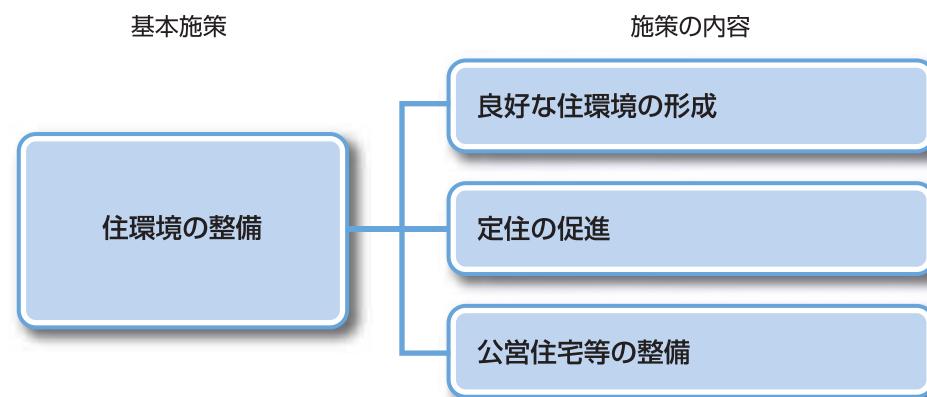
**バリアフリー**  
日常生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去。

**二地域居住**  
都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイル。

**空き家情報バンク**  
将来的にも使わない家で賃貸や売却をしてもよいという「空き家」の情報を集めて、空き家での移住を希望する人に提供する仕組。

**セーフティネット**  
経済的な危機に陥っても、安全・安心を保障してくれる、社会的な制度や対策。

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 良好な住環境の形成

## ① 住宅の円滑な循環利用

- 空き家の実態把握を行い、地域特性に応じた対策を検討するとともに、住宅ストックの活用と住み替えの情報提供を充実します。

## ② 住宅ストックの改善

- 住宅の耐震化、バリアフリー化などを支援します。
- 住宅改善について、市民や事業者への啓発を推進します。

## ③ 良質な民間住宅の供給促進

- 市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や、土地区画整理事業等での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。
- 建築物のパトロールの充実により、違反建築物の未然防止、早期是正を行います。

## ④ 市街地の住環境の整備

- 住民等が主体となって質が高い住環境の形成を進めることができるように、市街地における地区計画制度の普及啓発を推進します。
- 既成市街地における密集市街地において、地域住民の意向把握を行ながら、環境改善を支援します。
- 長期間放置され、老朽化や周辺環境の悪化を招いている空き家の安全、衛生面等の対策を進めます。

## (5) 既存集落の生活環境整備

- 既存集落等における田園環境と調和した生活環境の整備を推進します。

## (6) 中山間地域の住環境の整備

- 中山間地域において、空き家情報バンクの利用促進を図るなど、自然環境の豊かさを実感できる住環境の整備を推進します。

## (2) 定住の促進

## ① 定住促進への取組

- 子育て環境や日常生活での利便性の良さ、自然環境の良さなど、本市の「住みやすさ」についての現状を把握し、市内外に積極的に情報発信します。
- 就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組みます。

## ② 地域福祉と連携した居住支援の充実

- 安心・安全に住み続けることができるよう、地域における福祉活動や子育て支援等の福祉施策と連携した居住支援を実施します。

## ③ 二地域居住の推進

- 過疎対策のため、空き家情報バンクの利用促進を図るとともに、自然豊かな暮らしを求める二地域居住等のPRを推進します。

## (3) 公営住宅等の整備

- 公営住宅等の計画的な改修・改善の実施と、適正な維持管理による安全で快適な居住環境の提供を推進します。
- 既存ストック<sup>\*</sup>の有効活用のため、老朽化した公営住宅の集約化を進めます。

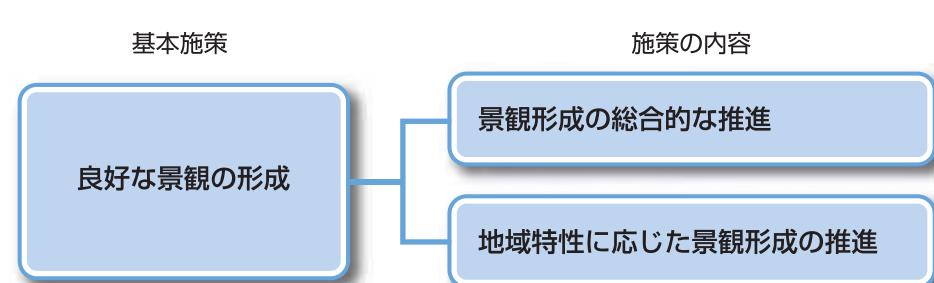
**既存ストック**  
自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトに関わらず地域に現在ある資源。

## 第2項 良好的な景観の形成

### 【現状と課題】

- 地域の環境の価値を高めて、快適に生活するためには、良好で魅力ある景観を形成することが重要です。
- 本市の特性を活かした景観の形成や歴史・文化に根ざした景観の継承を図るために、「津市景観計画」の策定を進めています。
- 屋外広告物については、その掲出（設置）について許可や指導を行っています。また、屋外広告物の禁止区間を指定し、景観を損なうことがないよう誘導しています。今後も、主要な沿道における違反指導や、新たな規制誘導などを行っていく必要があります。
- 公共性の高い建築物は、デザインや色彩について津市都市デザイン委員会により助言を行っています。
- 地域の歴史的景観の継承のために、一身田寺内町を囲む環濠の修景や町並みなどの保全、津城跡の石垣の現状把握をするための測量、北畠氏館跡城跡と霧山城跡からの眺望を確保する間伐などを実施しました。
- 拠点的な市街地においては、市街地整備が進んでいますが、賑わいのなかにも秩序ある都市らしい景観の形成を図ることが課題となっています。
- 農村景観については、農業の担い手育成と地域ぐるみの共同活動などの支援を通じた、耕作放棄地化の防止に努めています。農地等の保全とともに、集落や農地と調和した景観の形成が必要です。
- 森林景観については、森林の適切な維持管理とともに、自然との調和に配慮した景観の形成が必要です。
- 水辺景観については、自然環境の保全や基盤整備と合わせて自然環境と調和した景観の形成が必要です。

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 景観形成の総合的な推進

- 地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため「津市景観計画」の策定に向けた取組を進めます。
- 違反屋外広告物についての指導を強化します。
- 屋外広告物の禁止地域等については、関係機関と連携し、拡大に取り組みます。

#### (2) 地域特性に応じた景観形成の推進

##### ①歴史的景観の保全と継承

- 一身田寺内町、津城跡、多気北畠氏館跡などの歴史的景観や楠原、多気、奥津などに見られる街道景観を保全し、地元住民等と共に継承できる取組を推進します。

##### ②市街地景観の形成

- 津駅前や久居駅前等において、ユニバーサルデザインに配慮しながら、土地利用による景観特性に応じた景観形成を推進します。

##### ③農村景観の保全・形成

- 耕作放棄地の解消や優良農地の保全を進めるなど、農村景観を継承し、集落や農地と調和した景観形成を推進します。

##### ④森林景観の保全・形成

- 森林整備事業による人工林の針広混交林化や広葉樹植栽の推進により、森林の公益的機能に応じた森林景観の形成を推進します。

##### ⑤水辺景観の形成

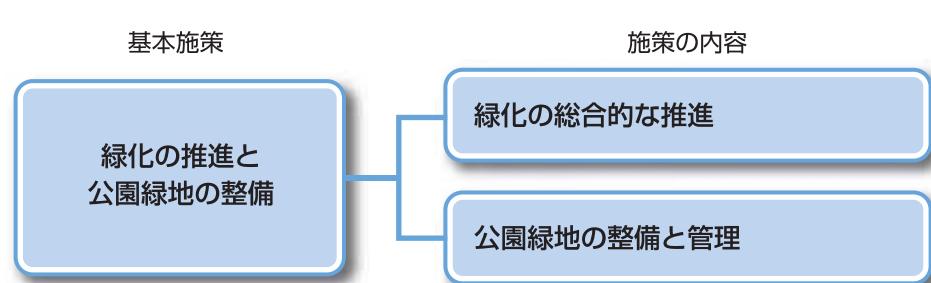
- 河川、海岸等における自然景観を保全し、自然環境と調和した景観形成を推進します。

## 第3項 緑化の推進と公園緑地の整備

### 【現状と課題】

- 公園緑地や緑豊かな都市環境は、住民の身近な憩いの場となり運動やイベント等が行えるレクリエーションの場を提供するとともに、都市にうるおいを創出する要素として重要です。
- 本市においては、平成22年10月に策定した「緑の基本計画」において、公園整備や緑化推進の方針を示しています。
- 緑化推進事業として「津市民緑と花の市」を年2回開催し、緑の相談室、ガーデニング講習会等のイベントを通じて普及・啓発を実施しています。
- 自治会等においては、公園・道路等の公共空間への緑化美化運動を実施しており、その活動は増加しつつあり、今後もその支援が必要です。
- 本市において都市計画決定している都市計画公園は総合公園が4箇所、地区公園が5箇所など、計80箇所、都市計画緑地は2箇所となっています。
- 都市基幹公園の整備としては、市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点を目的に中勢グリーンパークなどの整備を進めています。
- 都市公園の安全・安心対策としては、バリアフリー化工事を進め、子どもから高齢者、障がい者（児）まで誰もが利用しやすい公園整備を進めています。団地開発等で新たな公園整備が行われる際には、ユニバーサルデザインを踏まえた公園整備に努めています。
- 公園緑地の維持管理については、除草・清掃・剪定等を自治会等へ委託しています。特に、老朽化が著しい公園は、緊急度を勘案して維持修繕に努めています。今後も自治会等への管理委託を進め、地域に親しまれるように、住民参加の公園管理を進める必要がありますが、住民の高齢化等で受託が難しい自治会が増えていることが課題となっています。

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 緑化の総合的な推進

##### ①計画的な緑化の推進

- 緑の持つさまざまな機能を十分踏まえつつ、長期的な視点に立って、緑地の保全や緑化の推進、ユニバーサルデザインを踏まえた公園の整備を総合的・計画的に推進します。

##### ②まとまりある緑の創出

- 道路、河川等の公共空間や公共公益施設の緑化を推進します。

##### ③緑化推進の展開

- 「津市民緑と花の市」の開催や記念樹・苗木の配布により自発的な緑化活動を支援します。
- 自治会等への花苗等の配布や、自治会とボランティア団体・企業などとの連携を図り、緑化美化運動を拡充します。
- 津市緑化基金等を活用した市民の緑化活動への支援や、講習会の開催等により、市民の緑化意識の高揚を促進します。

#### (2) 公園緑地の整備と管理

##### ①公園の整備推進

- 市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点として、中勢グリーンパーク、岩田池公園などの整備を推進します。
- 千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と川喜田半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。
- 長期未整備の都市計画公園について、市民の合意形成を図りながら、必要性を検証します。

##### ②既存公園の整備

- 地域住民などの公園利用者のニーズや利用形態の変化、施設の老朽化に対応した既存公園の再整備を推進します。

##### ③緑地の保全・整備

- 市街地に残る緑地について、環境、レクリエーション、防災、景観面などの緑地機能を考慮した活用を検討します。

#### ④公園緑地の維持管理

- 安全かつ快適に公園が利用できるよう、各公園施設の修繕や保守点検を実施します。
- 地域住民が公園緑地に愛着を持てるように、除草・清掃・剪定などの自治会等への委託を推進します。



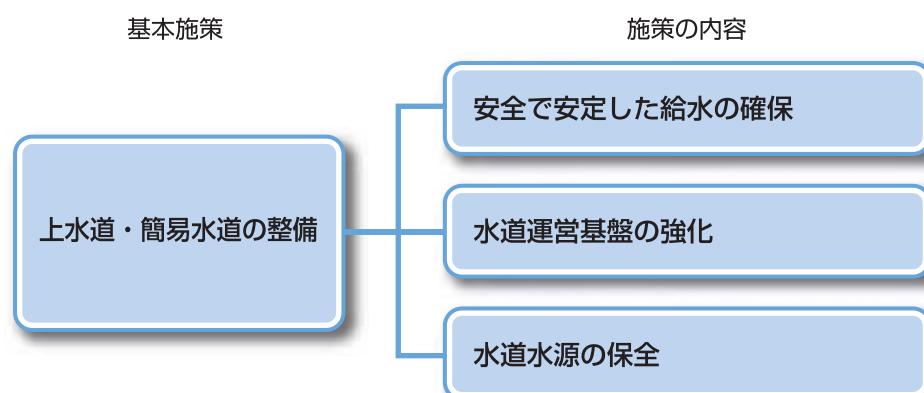
## 1-4 生活基盤の整備

### 第1項 上水道・簡易水道の整備

#### 【現状と課題】

- 安心・安全な水道水の供給は、上水道事業と中山間地域の簡易水道事業により実施しており、快適で衛生的な日常生活を支える重要な役割を担うために、その安定的な確保が必要です。
- 安心で快適な給水のために、水質検査計画に基づき水源と給水栓での定期的な水質検査を実施しています。
- 施設の拡充・更新事業としては、管路の耐震化、クリプトスポリジウム<sup>\*</sup>対策のための高度浄水処理設備の導入、美杉地域の簡易水道事業を実施しています。
- 水道基盤施設の耐震化については、基幹管路での耐震化率が低いため、計画的な整備が必要です。浄水基幹施設は耐震2次診断の結果に基づいた整備が必要です。
- 簡易水道事業は、現在、美杉地域で八幡簡易水道と下之川簡易水道の整備を計画的に進めていますが、一部、未普及地域が残っています。
- 水道事業運営基盤強化の対策として、営業関連業務等の民間委託などを進めてきましたが、今後もコスト削減や事務の効率化を図ることが必要です。

#### 【施策の体系】



クリプトスポリジウム  
人や動物の下痢の原因になる耐塩素性病原微生物の一種。

### 【施策の内容】

#### (1) 安全で安定した給水の確保

##### ①総合的な給水事業の推進

- 市全域に安心・安全でおいしい水の安定給水を確保するため、水道事業を計画的に推進します。

##### ②水質管理の強化

- 水道水源から給水栓までの水質管理体制を確立します。
- 老朽管の布設替や浄水場の運転管理により、水質監視を強化します。

##### ③効率的で災害に強い水道の確立

- 水運用や施設管理の合理化、情報管理の一元化などを図り、災害に対応できる水運用ネットワークを構築します。
- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。
- 被災直後において、迅速な給水対応を行いながら、応急復旧を実施するなど、災害対策を強化します。

##### ④施設の拡充・更新

- 取水・導水・浄水・送水・配水施設の強化と最適技術の導入を推進します。
- 簡易水道の上水道への経営統合や水道未普及地域の解消を推進します。

#### (2) 水道運営基盤の強化

##### ①水道経営の健全化

- 水道事業について市民の理解を得るための啓発を行います。
- 水道事業におけるコストの削減や事務の効率化等を推進します。

#### (3) 水道水源の保全

##### ①かん養林の保護・育成

- 「津市水道水源保護条例」に基づき水質の汚濁防止に向けた適正な措置を行います。

- 美里水源の森については、水源かん養機能を保全しつつ住民に安らぎを与える憩いの場・交流の場、そして子育ちの場としての整備に向けた取組を進めます。

##### ②資源の有効利用

- 再生資機材や建設発生土の利用を推進します。
- 浄水場における汚泥の再利用化を推進します。



## 第2項 生活排水対策の推進

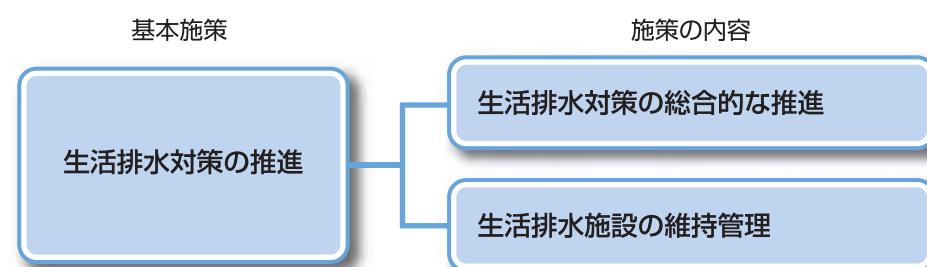
### 【現状と課題】

- 生活排水の処理は、健康で快適な生活を確保し、公共用水域の水質を保全するために重要な事業であり、その対策を進める必要があります。
- 本市の汚水処理人口普及率<sup>\*</sup>は、平成23年度末で80.1%であり着実に向上しています。
- 生活排水対策を総合的に推進するために、平成23年度に「生活排水処理アクションプログラム」を見直し、より効率的・効果的に生活排水処理施設の整備を進められるよう公共下水道区域及び農業集落排水区域の一部を浄化槽区域へ変更しました。
- 公共下水道については、平成23年度末で下水道普及率43.6%、下水道整備面積3,226.1haで、着実に事業を進めています。下水道普及率は、全国的にみると低い位置にあり、さらなる整備の推進を図ることが必要です。
- 農業集落排水は、施設の適正な維持管理を実施するとともに、未接続世帯へ啓発を実施し、農業集落排水の水洗化率の向上に努めています。
- 浄化槽は、浄化槽設置を支援することで汚水処理人口が増加しています。浄化槽の適正な維持管理について、市ホームページ・広報津への登載、窓口での案内、補助金交付対象者への通知により啓発しているが、定期的な法定検査の受検率が低いことなどが課題となっています。

**汚水処理人口普及率**  
下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント等を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、住民基本台帳人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標。

**生活排水処理アクションプログラム**  
下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の整備予定期域を設定し、効率的かつ効果的に汚水処理施設の整備を行うための基本計画。

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 生活排水対策の総合的な推進

##### ① 公共下水道の整備推進

- 公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るために、効率的な下水道整備を推進します。

##### ② 流域下水道の整備促進

- 中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

##### ③ 下水道の水洗化率の向上

- 水洗化率の向上を図るために、下水道への接続について、供用開始地区の未接続世帯への指導、啓発活動を強化します。

##### ④ 農業集落排水の水洗化率の向上

- 水洗化率の向上を図るために、農業集落排水への接続について、未接続世帯への啓発活動を強化します。

##### ⑤ 浄化槽設置の啓発と促進

- 公共用水域の水質保全に寄与するため、浄化槽設置の啓発活動を強化します。
- 市が設置主体となって浄化槽を整備する制度の導入に取り組みます。
- 浄化槽設置整備事業補助制度を充実します。

#### (2) 生活排水施設の維持管理

##### ① 下水道施設の維持管理

- 公共用水域の水質保全のため、下水道施設を適正に維持管理します。
- 下水道長寿命化計画に基づき、国の有効な財源を活用しながら、処理場、管渠等の施設の予防保全的な維持修繕を推進します。

## ②農業集落排水施設の維持管理

- 農村地域における農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の適正な維持管理を促進します。

## ③浄化槽の維持管理の促進

- 浄化槽の適正な維持管理の啓発活動を強化します。
- 市が主体となって維持管理する制度の導入に取り組みます。
- 市内の団地の集中浄化槽について、市への移管をめざした取組を進めます。



## 第3項 生活道路の整備

### 【現状と課題】

- 生活道路は、市民にとって日常的な移動を安全に行うための基盤であり、重要度も高くなっています。
- 基盤整備が行われていない市街地や農業集落地域においては、生活道路が狭く、通行に支障がみられます。
- 狭い道路の拡幅を行うためには、市民の理解と土地の提供の協力が必要であり、家屋等を後退させる<sup>\*</sup>セットバックのための用地整備に今後も取り組む必要があります。
- 安全・安心な道路等の確保については、通行が円滑にできるように、道路、水路及び付帯構造物の修繕・補修と、路肩等の除草・清掃を継続的に進めることができます。
- 安心して通行できる橋梁の確保のためには、橋梁の修繕、落橋防止、維持補修を行い橋梁の保全と補強を着実に進めることができます。
- 市道（平成23年度末現在3,437km）及び橋梁などの修繕については、地元と協議しながら、優先度の高い箇所を選定して整備促進を図ることが必要です。

### 【施策の体系】



**セットバック**  
道路の拡幅に必要な空地を確保するため、道路の境界線から後退して門塀等の設置すること。

## 【施策の内容】

## (1) 狹あい道路の整備

- 幅員4m未満の狭あい道路については、利便性と安全性を確保するため、拡幅・整備を推進します。
- 狹あい道路の解消を図るため、セットバックする仕組づくりに取り組み、道路後退用地の確保や門扉等の撤去、舗装などを推進します。

## (2) 安全・安心な道路等の確保

## ①安全な道路の整備

- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や歩道等の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進します。

## ②道路・橋梁の維持管理

- 地元の生活環境に合った安全な道路・橋梁の維持保全を推進します。
- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。

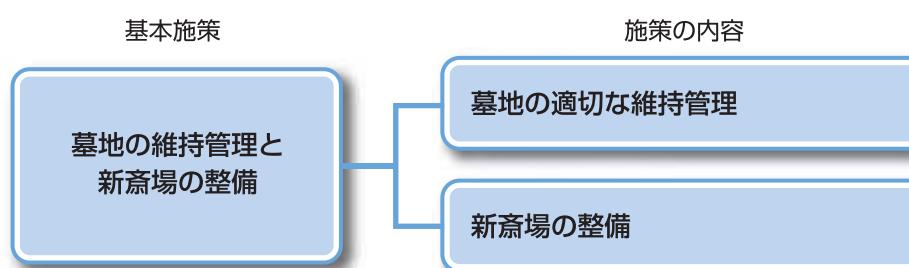


## 第4項 墓地の維持管理と新斎場の整備

## 【現状と課題】

- 墓地や斎場は、生涯を終えた人を厳粛に弔うための不可欠な施設です。
- 4地区6箇所ある市営墓園のうち、香良洲墓園は約100区画の空きがあるものの、他の墓園はほぼ満所状態です。
- 墓地については、市営墓園の未使用墓所の利用や、高齢化の進展等に伴う市内の墓地需要の把握が課題となっています。
- 市営墓園は、浄化槽の点検・草刈り清掃等を実施し、墓地が良好な環境で利用できるよう努めています。また、広報紙等で市営墓園の未使用墓所の募集を行っています。
- 新斎場の整備については、平成21年度に建設地を決定し、平成22年度に基本的な整備方針を示した「新斎場建設整備計画」を策定しました。また、新斎場建設整備に最適な事業手法を調査した結果、平成23年度には、民間活力を活用したPFI手法の採用を決定しました。

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 墓地の適切な維持管理

- 墓地用地や市営墓園の運営及び維持管理を推進します。
- 市営墓園の空き状況及び墓地需要を見極めながら、市営墓園のあり方を検討します。

## (2) 新斎場の整備

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PFI手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

## 美しい環境と共生するまちづくりの重点施策

### ■新最終処分場の建設推進(P40)

#### 【施策の内容】

- 美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場の建設を推進します。
- 平成28年4月からの供用開始をめざし、第1期として9万m<sup>3</sup>を建設し、第1期に引き続き第2期の建設を推進します。

### ■リサイクルセンターの建設推進(P41)

#### 【施策の内容】

- 平成28年4月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。
- 市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の整備を推進します。

### ■白銀環境清掃センターの跡地整備(P41)

#### 【施策の内容】

- 白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。
- 埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます

### ■再生可能エネルギーの創出推進(P43)

#### 【施策の内容】

- 再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。
- 地域の自然環境や社会経済特性を活かした小水力やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入を支援します。

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。
- 市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。

### ■環境共生社会の実現に向けた活動推進 (P46)

#### 【施策の内容】

##### (1) 自主的な環境活動の支援

- エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。
- 子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。
- 「ごみゼロの日」、「環境月間」、「3R月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

##### (2) 環境学習推進施設の整備推進

- 環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。

### ■森林の保全と整備 (P49)

#### 【施策の内容】

- 里山を含めた森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国・県の森林・林業施策を活用し、計画的な間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。

### ■定住の促進 (P55)

#### 【施策の内容】

- 就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組みます。

**■千歳山の整備推進 (P59)****【施策の内容】**

- 千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と川喜田半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。

**■水道管路の耐震化 (P62)****【施策の内容】**

- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。

**■下水道の整備推進 (P65)****【施策の内容】**

- 公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。
- 中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

**■橋梁の長寿命化 (P68)****【施策の内容】**

- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。

**■新斎場の整備 (P69)****【施策の内容】**

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PFI手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

**2 安全で安心して暮らせるまちづくり****2-1 安全なまちづくりの推進****第1項 終わりなき防災施策の強化****【現状と課題】**

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での津波による甚大な被害を受け、津市地域防災計画の見直しを進め、平成23年12月に津波対策編を策定しました。また平成24・25年度を災害対応力強化集中年間に定め、本市の災害対応力をより一層高めるため、津市地域防災計画を災害対応に係るノウハウが集約された、実践的な計画となるよう見直しを進めています。平成24年8月には、内閣府から「あらゆる可能性を考慮する」という観点から、理論上最大となる南海トラフの巨大地震に関する被害想定等が公表されたことから、それらも踏まえた地震・津波や風水害等の災害的に確に対応するためさらなる災害対応力の強化が喫緊の課題となっています。
- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模地震からの被害を軽減するため、津市耐震改修促進計画に基づき、公共施設や木造住宅等の耐震化を進めています。平成24年8月の内閣府の公表では、本市の最大震度7が想定されています。今後においても、公共施設の計画的な耐震化を図るとともに、さらなる木造住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、平成16年に三重県が発表した巨大地震(M8.7)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学校区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、平成24年に三重県が発表した東日本大震災と同等規模の巨大地震(M9.0)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促していく必要があります。
- 津波災害時における迅速な避難体制を整備するため、津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定や、海拔表示等の設置に取り組んでいます。